

第4回情報公開委員会検討部会議事概要

平成19年7月27日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構

1. 日時 平成19年7月9日(月) 15:30~18:20
2. 場所 〒100-8577
東京都千代田区内幸町2丁目1番8号 新生銀行本店ビル内
日本原子力研究開発機構 東京事務所12階 第1会議室
3. 出席者 部会長 棟居 快行 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授
委員 浅田 正彦 京都大学 大学院法学研究科 教授
委員 高後 元彦 弁護士
委員 鈴木 秀美 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授
委員 高橋 明男 大阪大学 大学院 法学研究科 教授
委員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 参事
4. 議題 (1) 平成18年度開示請求対応状況について
(2) 開示請求対応状況について(平成18年2月21日以降)
①ウラン残土を原料にしてレンガを製造する施設の調査設計・建設の委託契約書及び仕様書・打ち合せ議事録
(3) 機構公印の取扱いについて
(4) 組織共用性の判断について
(5) その他
①職員氏名の開示について
②方面掘削土の撤去・搬出について
5. 議事要旨
(1) 平成18年度開示請求対応状況について
事務局から、平成18年4月1日から平成19年3月31日までに開示請求のあった事案を中心に、受付件数、決定状況及び不開示とした理由を説明した。これらに対して、委員から以下の意見があった。
 - ・ 開示検討においては、確立された不開示部分の検討に時間をかけないよう、改善に努めてほしい。
 - ・ パブリックアクセプタンスの観点から、開示請求された事案についても、必要に応じて一般の方にも情報提供して、機構の業務について理解を得ていくことにより、信頼の醸成を図ることが必要である。
- (2) 開示請求対応状況について(平成18年2月21日以降)
①ウラン残土を原料にしてレンガを製造する施設の調査設計・建設の委託契約書及び仕様書・打ち合せ議事録について
主管部署から、本件請求事案への対応について説明した。
これに対して、委員から以下の意見があった。
 - ・ 予定価格を算定するに当たって根拠とした資料について、開示することにより予定価格を類推される可能性があるために不開示とする場合は、

その理由について開示請求者に理解を得られる説明ができるようにしておくこと。

(3) 機構公印の取扱いについて

主管部署から、機構公印の印影開示に関しては、公印の取扱いに関する定めや過去の偽造事案等から判断して、現状では印影を公にすることによる当機構の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とするのが適切であると説明した。

これに対して、委員から以下の意見があった。

- ・国や他の独立行政法人では、開示されている公印の印影もあるが、機構の事例からみると、不開示が妥当と判断される場合があるので、公印の取り扱いについて、機構において引き続き検討されたい。

(4) 文書の組織共用性の判断について

事務局から、法人文書の要件である組織共用性について説明し、その判断となる根拠を再確認した。

これに対して、委員から以下の意見があった。

- ・法人文書の特定に際しては、文書の作成・取得の初期段階から完成までの一連の流れでみる必要がある。
- ・電子メールを社外関係者との職務上必要な連絡手段として用いる場合は、電子メールの取扱いを定め、当該関係者に対して事前に周知すべきである。

(5) その他

①職員氏名の開示について

事務局から、前回検討部会で課題に挙げた機構一般職員氏名の開示についての検討状況を報告し、職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名を特段の支障の生ずるおそれがある場合を除いて開示する方向で検討しており、その開示となる職員の対象範囲について今後、関係部署と協議を進めていくことを説明した。

②方面掘削土の撤去・搬出について

主管部署から、方面掘削土の現状について説明した。

以上